

最近実施した主な施策について

平成 29 年 3 月 22 日
商務流通保安グループ
鉦山・火薬類監理官付

平成 28 年度に取り組んだ火薬類取締法関連の主な施策等は、以下のとおり。

1. 法令・省令改正等

- (1) 指定都市への権限移譲（政令改正：平成 28 年 12 月 14 日、省令改正：平成 29 年 1 月 25 日、施行：平成 29 年 4 月 1 日）

「第 5 次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律：平成 27 年法律第 50 号）」における火薬類取締法関連部分の施行に伴い、火薬類取締法施行令等に規定する都道府県知事に係る事務等の一部について、道府県知事から指定都市の長に移譲するための政省令改正を行った。（参考資料 3-1 火薬類取締法施行令、参考資料 3-2 火薬類取締法施行規則）

- (2) 適用除外火工品を指定する告示（告示改正：平成 29 年 3 月 21 日）

火薬類取締法の適用を受けない火工品として、告示に規定されている「自動二輪車用着衣型エアバッグ」の要件の一部（圧力容器封板開放装置内の火薬の量）を変更する改正を行った。（参考資料 3-3）

- (3) 事故等の定義の見直し（暫定運用開始：平成 29 年 1 月 1 日）

火薬類の事故発生時の対応を規定した「火薬類事故措置マニュアル（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商局第 50 号）」のうち、人身被害や物的被害がある重大な事故を明確化し、重点的に再発防止策を講じることを目的に、事故の分類（事故の区分の細分化）、事故報告様式（事故の区分の細分化に伴う変更等）について見直し、平成 29 年 1 月より暫定的^{*}に運用を開始した。

なお、平成 29 年 1 月 1 日以降に発生した事故から、C2 級に区分されたものについては、毎年度とりまとめる事故の統計において、A 級、B1 級、B2 級及

びC 1 級事故とは区分して、「異常事象」として集計することとする。

(参考資料 3-4、参考資料 3-5)

※平成 29 年度内に予定されている組織変更時に新たな事故措置マニュアルの本格運用開始予定。

(参考) 主な見直しの内容

①事故の区分の細分化

区分		内容
従来	見直し後	
A 級	A 級	死者 5 名以上、甚大な物的被害が生じたもの等
B 級	B 1 級	A 級に該当しない事故で、死者 1 名以上、多大な物的被害が生じたもの等
	B 2 級	同一者が一年以内に C 1 級事故を複数回おこしたもの
C 級	C 1 級	A 級、B 級に該当しない事故で人的・物的被害が生じたもの等
	C 2 級	A 級、B 1 級、B 2 級及び C 1 級以外のもの

②人的被害の明確化

軽度な負傷について、消費者安全法の生命・身体被害が現実が発生している事案の考え方を参考に、「通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度の負傷は「人的被害」としないこと」として明確化。

(4)適用除外火工品審査実施要領（内規）の改正（平成 29 年 3 月中にパブリックコメント募集開始予定）

審査実施要領で規定する安全性評価試験（7 項目）について、火薬類が容易に取り出せない丈夫な構造であり、かつ、発火・爆発時に外部への影響がない場合には、試験実施を一部免除すること、また、火工品の安全性が確保されていることを確認する方法として、安全性評価試験に代わり他の試験規格（ISO）に基づく試験結果も認めることとする改正作業中。

2. 火薬小委員会、ワーキンググループ（WG）等の活動状況

(1)特則検討WG

○第 6 回（平成 28 年 12 月 22 日開催）

- ・火薬類製造施設の保安間隔の短縮等に係る特則承認について

(2)火工品検討WG

○第5回（平成28年10月7日開催）

- ・適用除外火工品審査実施要領の試験の一部免除について
- ・海外の試験方法及び評価基準の適用除外火工品審査実施要領の試験方法等への代替について
- ・自動二輪車用着衣型エアバッグの適用除外について

(3)産業火薬保安WG、煙火保安WG

○第6回（平成29年3月8日開催）（合同開催）

- ・火薬類の技術基準等の見直しについて